

○ 室蘭市手数料条例 新旧対照表

(平成12年条例第2号)

改 正 後			改 正 前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
(1)～(5) 略			(1)～(5) 略		
(6) 土木、都市計画及び建築に関する事務			(6) 土木、都市計画及び建築に関する事務		
手数料を徴収する事項	手数料の金額		手数料を徴収する事項	手数料の金額	
1～3 略			1～3 略		
4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) に関するもの	(1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請	<p>ア 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (以下この項において「法」という。) 第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、室蘭市建築基準法施行条例 (昭和43年条例第40号) 第58条の11及び第58条の12の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>イ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ただし、法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、室蘭市建築基準法施行条例第58条の11及び第58条の12の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p>	4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) に関するもの	(1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請	<p>ア 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 <u>1戸につき</u>、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (以下この項において「法」という。) 第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、室蘭市建築基準法施行条例 (昭和43年条例第40号) 第58条の11及び第58条の12の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>イ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 <u>1戸につき</u>、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ただし、法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、室蘭市建築基準法施行条例第58条の11及び第58条の12の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p>

<p>(2) 長期優良住宅維持保全計画の認定申請</p>	<p>次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>ア 住宅の戸数が1戸のもの 76,500円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)</p> <p>イ 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 176,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、38,700円)</p> <p>ウ 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 281,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、62,300円)</p> <p>エ 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの 553,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、102,000円)</p> <p>オ 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 989,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、162,000円)</p> <p>カ 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 1,690,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、246,000円)</p> <p>キ 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 3,140,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、417,000円)</p> <p>ク 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 4,480,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、528,000円)</p> <p>ケ 住宅の戸数が301戸以上のもの 5,490,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、599,000円)</p>
<p>(3) 長期優良住宅建築等計画の変更(譲受人を決定した場合における変更を除く。)の認定申請</p>	<p>ア 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 700円</p> <p>イ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合(ア)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ただし、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場</p>

<p>(新設)</p>	
<p>(2) 長期優良住宅建築等計画の変更(譲受人を決定した場合における変更を除く。)の認定申請</p>	<p>ア 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 700円</p> <p>イ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合(ア)に掲げる場合を除く。) <u>1戸につき</u>、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ただし、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に</p>

	<p>合にあつては、室蘭市建築基準法施行条例第58条の11及び第58条の12の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>ウ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合(アに掲げる場合を除く。)次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ただし、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、室蘭市建築基準法施行条例第58条の11及び第58条の12の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p>		<p>よる申出をする場合にあつては、室蘭市建築基準法施行条例第58条の11及び第58条の12の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>ウ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合(アに掲げる場合を除く。) <u>1戸につき</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)。ただし、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、室蘭市建築基準法施行条例第58条の11及び第58条の12の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p>
(4) 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請	<p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合 700円</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 44,300円(評価機関審査を受けた場合にあつては、17,200円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 99,300円(評価機関審査を受けた場合にあつては、30,300円)</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 159,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、49,800円)</p> <p>(エ) 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの 303,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、77,</p>	(新設)	

	<p>400円)</p> <p>(オ) 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 543,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、129,000円)</p> <p>(カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 932,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、205,000円)</p> <p>(キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 1,700,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、343,000円)</p> <p>(ク) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 2,400,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、429,000円)</p> <p>(ケ) 住宅の戸数が301戸以上のもの 2,920,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、476,000円)</p>
(5) 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請	(略)
(6) 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認申請	1件につき 1,500円
(7) 長期優良住宅建築等計画に基づ	1件につき 174,000円

(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請	(略)
(4) 長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認申請	1件につき 1,500円
(新設)	

	く建築に係る住宅の容積率の特例許可申請				
5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関するもの	(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請	ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 39,600円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、7,400円）	5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関するもの	(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請	ア 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 住宅の戸数が1戸のもの 39,600円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、7,400円） (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 77,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,500円） (ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 108,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、19,800円） (エ) 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 151,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、31,500円） (オ) 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 216,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、51,300円） (カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 309,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、90,000円） (キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 418,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、141,000円） (ク) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 548,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、177,000円） (ケ) 住宅の戸数が301戸以上のもの 643,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）の用途に供する1の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請に係る当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 77,600円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円）

b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 108,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、19,800円）

c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 151,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円）

d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 216,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、51,300円）

e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 309,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円）

f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 418,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円）

g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 548,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、177,000円）

h 住宅の戸数が301戸以上のもの 643,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円）

（評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円）

イ 共同住宅の用途に供する1の建築物を単位として認定を申請する場合 ア(イ)から(ケ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(イ)から(ケ)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 19,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 197,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 306,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 394,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)

ウ 住宅以外の用途に供する1の建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～f (略)

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法 (建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。(2)エ (イ)において同じ。) で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～f (略)

(摘要)

(削る)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 19,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 197,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 306,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 394,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)

ウ 住宅以外の用途に供する1の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～f (略)

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法 (建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。(2)エ (イ)において同じ。) で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～f (略)

(摘要)

1 同一の建築物に係る上記ア及びイの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。

1	複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、上記ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。
2	複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。 (削る)
3	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。
(2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき1,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 23,500円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、7,400円)</p>

2	住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する1の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。
3	共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する1の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。
4	2又は3の場合において、同一の建築物に係る上記アの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。
5	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。
(2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 住宅の戸数が1戸のもの 23,500円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、7,400円) (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円) (ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 64,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、19,800円) (エ) 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 91,500円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円) (オ) 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 133,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、51,300円) (カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 199,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円) (キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 279,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、14</p>

ウ 共同住宅の用途に供する1の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅又は複合建築物の住宅部分について（ア）に定める金額に（イ）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、（ア）に定める金額）

（ア） 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 45,100円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円）

b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 64,100円（評価機関審査を受けた場合にあつては、19,800円）

c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 91,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円）

d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 133,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、51,300円）

e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 199,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円）

f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 279,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円）

g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 362,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、

1,000円）

(ク) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 362,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、177,000円）

(ケ) 住宅の戸数が301戸以上のもの 416,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円）

ウ 共同住宅の用途に供する1の建築物を単位として変更認定を申請する場合 イ（イ）から（ケ）までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ（イ）から（ケ）までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

	<p>177,000円)</p> <p>h 住宅の戸数が301戸以上のもの 416,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 65,200円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 113,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 197,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 266,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する1の建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a~f (略)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a~f (略)</p>
(摘要)	
(削る)	

	<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 65,200円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 113,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 197,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 266,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する1の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a~f (略)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a~f (略)</p>
(摘要)	
1 同一の建築物に係る上記イ及びウの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。	

	<p>1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記ウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>3 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p>
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関するもの	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 37,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 41,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円）</p>

	<p>2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する1の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する1の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記ウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 2又は3の場合において、同一の建築物に係る上記イの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p>
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関するもの	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請</p> <p>ア 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 37,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円）</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 41,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円）</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 73,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,200円）</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 121,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,300円）</p> <p>(エ) 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 205,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、42,300円）</p>

イ 共同住宅の用途に供する1の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅の認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について（ア）に定める金額に（イ）に定める金額を加えた金額

（ア） 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 73,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円）

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 121,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円）

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 205,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円）

d 住宅の戸数が46戸以上のも 293,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円）

（イ） 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 73,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 121,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円）

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 205,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円）

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 293,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円）

000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円）

（オ） 住宅の戸数が46戸以上のも 293,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円）

イ 共同住宅の用途に供する1の建築物を単位として認定を申請する場合 ア（イ）から（オ）までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア（イ）から（オ）までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 73,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円）

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 121,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円）

（ウ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 205,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円）

（エ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 293,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円）

	は、84,500円)
ウ	共同住宅等の用途に供する1の建築物又は複合建築物の住宅部分の基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅の認定を申請する場合 イ(ア)の規定の例により算定した金額
エ	共同住宅等の用途に供する1の建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～f (略) (イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～f (略)
(摘要)	
(削る)	
1	複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。
2	複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、上記イ及びエ又はウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。
(削る)	
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。
(4)	建築物工ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1

	84,500円)
	(新設)
ウ	住宅以外の用途に供する1の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～f (略) (イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～f (略)
(摘要)	
1 同一の建築物に係る上記ア及びイの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。	
2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する1の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。	
3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する1の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。	
4 2又は3の場合において、同一の建築物に係る上記アの認定を同時に申請するときは、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。	
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。	
(4)	建築物工ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1

エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請	棟につき940円
イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、6,450円）
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	24,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、6,450円）
ウ 共同住宅の用途に供する1の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅の変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について（ア）に定める金額に（イ）に定める金額を加えた金額	
(ア) 次に掲げる当該申請に係る対象の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	42,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円）
b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの	72,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円）

エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請	戸又は1棟につき940円
イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、6,450円）
b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	24,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、6,450円）
(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	42,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円）
(ウ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの	72,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円）
(エ) 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの	126,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円）
(オ) 住宅の戸数が46戸以上のもの	189,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円）
ウ 共同住宅の用途に供する1の建築物を単位として変更認定を申請する場合 イ（イ）から（オ）までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ（イ）から（オ）までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額	

00円)

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 126,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 189,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 42,400円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 72,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 126,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 189,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

エ 住宅以外の用途に供する1の建築物又は複合建築物の住宅部分の基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅の変更認定を申請する場合 ウ (ア) の規定の例により算定した金額

オ 住宅以外の用途に供する1の建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a~f (略)

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 42,400円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 72,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 126,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 189,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

(新設)

エ 住宅以外の用途に供する1の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a~f (略)

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～f (略)	
(摘要)	
(削る)	
1	複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イ及びエに規定する金額を合計した金額とする。
2	複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、上記ウ及びオ又はウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。
(削る)	
3	法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。
(5)	(略)
7 略	

(7)～(9) 略

a～f (略)	
(摘要)	
1 同一の建築物に係る上記イ及びウの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。	
2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する1の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イ及びエに規定する金額を合計した金額とする。	
3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する1の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記ウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。	
4 2又は3の場合において、同一の建築物に係る上記イの変更認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。	
5 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。	
(5)	(略)
7 略	

(7)～(9) 略